

市外に居住するDV被害者入居について

令和元年5月21日

長野市建設部住宅課

◆市営住宅の入居要件

- ・ 市内に住所又は勤務場所を有すること
長野市営住宅の設置及び管理に関する条例
第6条(入居者の資格)

入居資格の問題等

- ・ DV被害者が、長野市へ住所を移せないため、入居募集に参加できない。

市営住宅の入居要件等についてのアンケート (平成30年10月実施)

Q. 市営住宅の入居要件に「居住・勤務地要件」がありますか？

A. ある…36市

①「撤廃したい」と考えていない…34市

②「撤廃したい」と考えている…1市

③ 撤廃するか検討中…1市

ない…15市

「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」

- ・ DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること
- ・ 目的外使用に係る期間は原則として1年を超えない期間とすること

長野市財務規則

（行政財産の使用許可の基準）

第146条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる。

- （1） 職員及び当該行政財産を利用する者のための食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
- （2） 国、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- （3） 水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認める場合
- （4） 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合

市外からのDV被害者の市営住宅入居

⇒目的外使用許可により対応したい

①背景と目的

【背景】

近年の移住相談の7割が20代から40代の若い世代であり、移住を検討している者にとって、「仕事」と「住まい」を同時に確保することの負担が、非常に高い状況となっている。

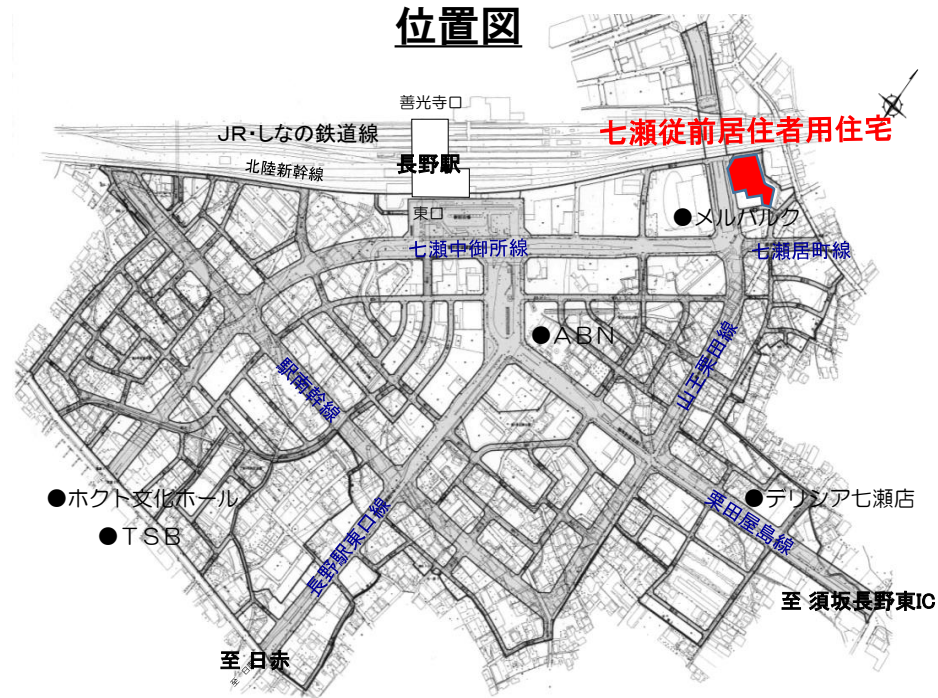
【目的】

人口減少対策が本市の喫緊の課題であることから、定住の意思をもって移住する者が、本市の各地域への理解を深め、「求職」「住まいの確保」その他定住に向けた活動を行う期間に必要な住居を賃貸する。

②長野市移住促進住宅の場所

「長野市七瀬従前居住者用住宅」の10戸を使用

※従前居住者用住宅…長野駅周辺第二土地区画整理事業の施行に伴い移転が必要となった方々が入居するために建設された住宅



- ・平成14年(2002年)9月竣工
- ・3DK 40戸 2DK 10戸 計 50戸
(うち現在入居中 20戸)

③入居者の資格

- (1) 移住促進住宅の入居期間終了後も、引き続き本市の区域内に住所を有し、定住する意思があること
- (2) 入居申込み前の住所が長野県外にあること
- (3) 入居の前3年以内に本市に居住したことがないこと
- (4) 2人以上での入居であること
- (5) 中学生以下の子どもがいる世帯若しくは入居希望者又は配偶者の年齢が40歳未満であること

④入居することができる期間

入居日から3年間

※更新不可

⑤家賃

- ・ 2 D K 49,000円/月（2戸）
- ・ 3 D K 56,000円/月（8戸）

⑥入居開始までのスケジュール

年	月	内 容
2019年	4月	「七瀬移住促進住宅の設置及び管理に関する条例」施行
	5・6月	入居者募集 申込み締切 6月28日〔申込先 人口増推進課〕
	7月	申込者への入居決定通知
	9月	入居開始